

児童手当の手続きについて

1. 児童手当制度改正(令和6年10月分から)に伴う申請はお済みですか?

▶申請が必要な人(次のいずれかに該当する人で、申請がお済みでない人)

- ①所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている人
- ②中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している人
- ③現在、児童手当を受給中で、算定児童に登録されていない高校生年代の子を養育している人
- ④現在、児童手当を受給中で、経済的負担のある大学生年代の子を養育し、その子を含めて養育している子が3人以上いる人

▶申請期限

3月31日^①必着

令和7年4月以降に申請した場合は、申請した月の翌月分からの支給となり、令和6年10月分にさかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

▶申請に必要なもの

認定請求書などの申請書類は、窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードすることができます。※養育状況などにより、追加で必要なものが増える場合があります。

申請が必要な人の①および②に該当する人

- 認定請求書
- 請求者の通帳など(振込先が分かるもの)の写し
- 請求者の健康保険証
- 請求者および配偶者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

申請が必要な人の③に該当する人

- 額改定認定請求書

申請が必要な人の④に該当する人

- 額改定認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書
- 子の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

	改正前	改正後
支給対象年齢	中学校修了まで (15歳到達以後の最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳到達以後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	3歳未満：一律 15,000 円 3歳～小学校修了まで： ●第1子、第2子：10,000円 ●第3子以降：15,000円 中学生：一律 10,000 円 所得制限限度額以上所得上限限度額未満 特例給付：一律 5,000 円 所得上限限度額以上 支給なし	第1子・第2子 3歳未満：15,000 円 3歳～高校生年代まで：10,000 円 第3子以降 0歳～高校生年代まで：30,000 円 所得制限の撤廃
支払月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月の15日) ※15日が ^① ・ ^② ・ ^③ にあたる場合はその前日
第3子以降の カウント対象	高校生年代までの子	大学生年代まで(22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子 ※子の生計費などの経済的負担がある場合のみ



2. 養育状況に係る確認書の提出が必要です

児童手当の受給状況により、「監護相当・生計費の負担についての確認書」および「額改定認定請求書」の提出が必要です。

確認書は、第3子以降のカウント対象の要件を満たすかどうかを審査するためのもので、4月分以降の手当月額に影響します。対象者には3月中に、書類を郵送しますので、期限までにご提出ください。

▶提出が必要な人

令和7年3月に高校、専門、短期大学などを卒業予定の子において、4月以降も引き続き養育（経済的負担など）を行う予定の受給者で、その子を含めて養育している子が3人以上いる人

▶提出期限

4月16日※必着

期限後に提出した場合は、提出した月の翌月分からの支給となり、令和7年4月分にさかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

▶提出に必要なもの

確認書などの提出書類は、窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードすることができます。
※養育状況などにより、追加で必要なものが増える場合があります。

- 監護相当・生計費の負担についての確認書
- 額改定認定請求書
- 子の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

1・2 共通事項

▶申請（提出）方法

窓口または郵送にて申請してください。

郵送による申請について、**町への到達日をもって受付日**となりますので、ご注意ください。

また、不着および遅延などについては、一切責任を負いません。

▶公務員の人について

お勤め先にお問い合わせください。

申請（提出）・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248（直通）

HPVワクチンのキャッチアップ接種経過措置について

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間について令和7年3月31日までとお知らせしていましたが、需要の増加に伴う限定出荷の状況などを踏まえ、経過措置が設けられることになりました。

期間中1回以上接種している人については、期間終了後も公費で3回の接種を受けることができます。

●経過措置の対象者

次のいずれかに当てはまる人

- ①キャッチアップ接種の対象者（平成9年4月2日～平成20年4月1日に生まれた女性）
- ②令和6年度が定期接種最終年度である人（平成20年4月2日～平成21年4月1日に生まれた女性）

●経過措置の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

●予約方法

直接医療機関に予約し、接種してください。

※予診票を紛失された人は、保健センターで再発行できます。

▶問い合わせ先

健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744（直通）



▲詳しくはこちらから
（町ホームページ）